

指 定 年 月 日	名 称 所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十一年五月 十日	山林内科医院	米子市西福原西原堂百九十一番地	山林 俊春
昭和四十一年五月三十一日	木村医院	米子市東倉吉町六十八番地	皮膚科、泌尿器科、外科、性病科 木村 良一

鳥取県告示第三百四十号

昭和四十一年一月十八日付けで八幡中央土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（農道及び農用地造成）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五条）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを継続に供する。

昭和四十一年六月三十日

鳥取県知事 石破 二朗

一 継続期間

昭和四十一年六月三十日から二十日間とする。

二 継続場所

東伯郡東伯町大字八幡 八幡中央土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、継続期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。